

# ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅 の管理運営に係る指定管理者募集要綱

令和5年8月

鹿児島県スポーツ振興課

## 目 次

	頁
1 指定管理者の募集	・・・ 1
2 指定予定期間	・・・ 1
3 管理の条件	・・・ 1
4 指定管理者が行う業務	・・・ 2
5 申請資格	・・・ 2
6 申請方法	・・・ 5
7 申請期間及び選定等の日程	・・・ 6
8 選定基準等	・・・ 6
9 指定管理者の候補者の選定等	・・・ 8
10 指定管理者の指定及び協定の締結	・・・ 8
11 利用料金	・・・ 8
12 管理業務費	・・・ 9
13 指定管理者と県の責任分担等	・・・ 9
14 管理の継続が困難となった場合等における措置	・・・ 9
15 事業計画書・事業報告書等の提出	・・・ 10
16 調査及び監査等	・・・ 10
17 その他	・・・ 11
18 問合せ先	・・・ 11

## 【様式】

<b>1 申請書</b>		
(様式1-1)	指定管理者指定申請書	・・・13
(様式1-2)	グループ構成員等一覧	・・・14
(様式1-3)	グループ協定書兼委任状	・・・15
<b>2 事業計画書</b>		
(様式2-1)	事業計画書	・・・16
(様式2-2)	管理・運営計画	・・・17
(様式2-3)	管理・運営体制	・・・19
(様式2-4)	従業員等調書	・・・21
(様式2-5)	類似施設等管理実績	・・・22
<b>3 収支予算書</b>		
(様式3-1)	収支予算書(年度ごと)	・・・23
(様式3-2)	収支予算書(総括表)	・・・24
<b>4 誓約書</b>		
(様式4)	誓約書	・・・25
<b>5 現地説明会参加申込書</b>		
(様式5)	現地説明会参加申込書	・・・26
<b>6 質問書</b>		
(様式6)	質問書	・・・27
<b>【別紙】</b>		
・ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の概要		・・・28
<b>【別添資料】</b>		
・管理業務仕様書		

## 1 指定管理者の募集

公の施設である「ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅（以下「トレーニングセンター」という。）」は、令和6年4月1日から、指定管理者として指定された法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせることとし、本指定管理者募集要綱により、施設の管理を希望する指定管理者を募集する。

施設名：ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅

所在地：鹿児島県曾於郡大崎町菱田

## 2 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

## 3 管理の条件

- (1) 次の法令その他関係法令を遵守し、トレーニングセンターの適切かつ効率的な管理運営に努めること。
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
  - ・ 鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）
  - ・ ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の設置及び管理に関する条例（平成30年鹿児島県条例第37号）
- (2) トレーニングセンターの休場日及び利用時間は以下のとおりとする。

休場日	1月1日及び12月31日
利用時間	午前8時30分から午後9時まで

ただし、指定管理者が、トレーニングセンターの管理上必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休場日等を変更することができる。

- (3) 当該管理業務については、事前に県の承諾を受けた場合を除いて、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- (4) 指定管理者は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることとし、その管理する公の施設の業務に従事している者（従業員）は、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため利用してはならないこと。指定管理者の指定の期間が終了し、若しくは、指定を取り消され、又は従業員が職務を退いた後についても、同様とする。
- (5) 管理業務の開始及び満了又は指定管理者の指定の取消し等に伴う管理業務引継ぎは、適切かつ十分に行い、円滑な引継ぎに協力すること。なお、管理業務引継ぎに伴う経費については、指定管理者の負担とする。

## 4 指定管理者が行う業務

- (1) トレーニングセンターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
  - ア 施設内及び周辺の巡視及び清掃
  - イ 施設の簡易な修繕（ただし、施設の改築又は諸機器の整備等で県が直接実施するものを除く。）
  - ウ 消耗品等の調達，取替補充及び処分
  - エ 消防設備，自家用電気工作物及び浄化槽及び貯水槽の法定検査
  - オ 電気，照明及び空調等設備の操作及び維持管理
  - カ その他，施設の維持管理に必要なこと
- (2) トレーニングセンターの施設を利用した合宿の誘致及びその受入に関する業務
  - ア 合宿の誘致
  - イ 合宿の受入
  - ウ 宿泊・交通事業者，関係機関等との連絡・調整
- (3) トレーニングセンターの施設を利用したスポーツ事業の企画及び実施に関する業務
  - ア スポーツ事業の企画
  - イ スポーツ事業の実施
- (4) トレーニングセンターの施設の利用の許可に関する業務
  - ア 予約の受付，利用の調整
  - イ 利用の許可，取り消し
- (5) トレーニングセンターの施設の利用に係る料金に関する業務
  - ア 利用料金の設定
  - イ 利用料金の徴収
  - ウ 利用料金の減額又は免除の決定
- (6) トレーニングセンターの管理に係る報告等に関する業務
  - ア 年度ごとの事業計画書・事業報告書の提出
  - イ 月ごとの利用実績報告書の提出
  - ウ トラブル等発生時の関係機関への連絡

## 5 申請資格

### (1) 申請者の資格

申請者は、施設の管理運営業務に知識を有し、トレーニングセンターを安全かつ適切に管理運営できる法人又はその他の団体（以下「団体等」という。）、若しくは団体等で構成するグループとし、個人での申請はできない。

また、次のいずれかに該当する団体等は、申請者となることができない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 の規定に該当する者
- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている団体等
- ウ 鹿児島県から指名停止を受けている団体等
- エ 法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納している者
- オ 次の（ア）から（ク）までのいずれかに該当する者

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

- （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

(ウ) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等

(エ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

(キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

(ク) (ア) から (キ) までに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

なお、指定管理者の公募公告 5 の(6)及び上記(1)のオ中の「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ・ 法人にあっては、役員（非常勤の者を含む。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者
- ・ 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他(1)に掲げる者と同等の責任を有する者

## (2) 単独の団体等による申請

単独の団体等による申請の場合については、次の事項に留意すること。

ア 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

イ 県内外において、類似施設の管理実績を有すること。

## (3) 複数の団体等による申請

施設のサービス向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等（以下「グループ」という。）が共同して、申請することができる。

この場合については、次の事項に留意すること。

ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる団体等を定めること。この場合において、その他の団体等は、当該グループの構成団体として扱うこと。

なお、代表となる団体等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

イ グループ内で代表となる団体等は、鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

ウ グループ内で代表となる団体等は、県内外において、類似施設の管理実績を有すること。

エ 構成団体は、すべて（1）ア～オの要件を満たすこと。

オ グループの構成団体間における委託業務に係る経費に関する連帯責任の割合等については、別途、協定書で定めること。

カ 単独で応募した団体等は、グループによる応募の構成団体となることができないこと。

キ 複数のグループにおいて、同時に構成団体になることはできないこと。

ク 申請方法の 6（1）のエからクまでについては、構成団体ごとに提出すること。

- (4) 申請者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ア 異なる申請書を複数提出したとき。
  - イ 申請書類の内容に虚偽又は不正があったとき。
  - ウ 申請内容が、申請書類の様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
  - エ 申請書類に、記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないとき。
  - オ 指定管理者選定委員会の委員に個別に接触したとき。
  - カ その他不正な行為があったとき。

## 6 申請方法

(1) 申請書類については下記のとおり。

- ア 指定管理者指定申請書（様式 1-1～1-3）
- イ 事業計画書（様式 2-1～2-6）
- ウ 収支予算書（様式 3-1～3-2）
- エ 法人にあっては，法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為  
（法人以外の団体にあっては，定款その他基本約款等）
- オ 決算書（貸借対照表，損益計算書等の財務諸表等）直前 2 事業年度分
- カ 納税証明書（法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税）
- キ 団体等の役員名簿
- ク 誓約書（様式 4）

(2) 提出部数

正本 1 部及び副本 6 部

(3) 申請に当たっての留意事項

- ア 申請に要する経費は，すべて申請者の負担とする。
- イ 事業計画書等の著作権は，申請者に帰属する。ただし，指定管理者の決定の公表等，必要な場合は，事業計画書等の内容を，県が無償で利用できるものとする。
- ウ 申請期限後の申請書類の再提出及び差し替えは，原則として認めない。
- エ 必要に応じ，追加資料の提出を依頼する場合がある。
- オ 申請書類その他提出された書類は，返却しない。
- カ 申請書類その他提出された書類は，情報公開条例の規定に基づき開示することがある。ただし，個人情報及び法人等の正当な利益を害する情報は不開示とする。

(4) 提出先等

申請書類は，休日を除く申請期間中（受付時間は，午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）に，下記へ提出すること。

なお，郵便により提出する場合にあっては，申請期間最終日の午後 5 時 15 分までに必着とする。

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ振興課（県庁行政庁舎 9 階）



## 7 申請期間及び選定等の日程

### (1) 申請期間及び選定等の日程

内容	期 間 等
申請期間	令和5年8月18日(金)～令和5年9月19日(火) (受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)
現地説明会	令和5年8月31日(木) (午前10時から正午まで) ※集合場所：トレーニングセンター管理棟前
審査及びヒアリング	令和5年10月中旬
選定結果の通知	令和5年10月下旬

### (2) 現地説明会

施設の内容等について説明する。参加を希望する者は、現地説明会参加申込書(様式5)を令和5年8月25日(金)午後5時15分までに提出すること。(ファクシミリ、電子メール可)

### (3) 質問等

管理運営業務に係る質問は、質問書(様式6)により、令和5年9月1日(金)までに提出すること。(ファクシミリ、電子メール可)

なお、質問に対する回答についてはホームページ上に公開する。

## 8 選定基準等

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、トレーニングセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事がトレーニングセンターの設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

なお、選定基準の詳細は次に示すとおりとする。

選定基準		配点
1 事業計画書の内容が，住民の平等な利用を確保することができるものであること		
(1) 施設の維持・管理，利用者対応		
○ 施設の維持・管理が適切かつ効率的か ○ 利用者等の要望等への対応及び利用者の安全確保対策が適切か		10
2 事業計画書の内容が，トレーニングセンターの効用を最大限に発揮させるとともに，管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること		
(1) 施設の予約受付・利用調整		
○ 陸上競技のトップアスリート等の受入に配慮した予約受付・利用調整となっているか		5
(2) 合宿の誘致・受入		
○ 陸上競技のトップアスリート等を誘致する計画となっているか ○ 効率的な誘致計画となっているか ○ 誘致の目標設定が適切か ○ 申請団体の強み・ノウハウを生かした誘致計画となっているか ○ 合宿利用者の宿泊等の要望にも適切に対応できる計画となっているか		25
(3) スポーツ事業の企画・実施		
○ 県民の競技力向上に資する計画となっているか ○ 適切な事業収益を見込んでいるか ○ 申請団体の強み・ノウハウを生かした計画となっているか		15
(4) 目的に合致した新たな事業提案		
○ 「県民のスポーツに関する競技力向上」「スポーツを通じた本県観光の振興」に資する新たな事業提案があるか ○ 提案内容の実施効果が明確か		10
(5) 収支予算		
○ 利用料金の設定が適切であるか ○ 経費の設定が適切であるか ○ 経費縮減に努めているか		15
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること		
(1) 管理・運営体制		
○ 安定的に管理・事業運営を行うために十分な人員体制及び専門的な人材配置となっているか ○ 管理・事業運営を行うために必要な物的及び人的能力を有しているか		10
4 その他知事がトレーニングセンターの設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項		
(1) 申請団体		
○ 類似施設において，十分な管理実績をあげているか ○ 申請団体の財務状況が健全であるか		10

計 100

## 9 指定管理者の候補者の選定等

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たっては、選定基準等に基づき、指定管理者選定委員会で審査を行う。
- (2) 指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者の候補者を選定した時は、速やかにその結果を全ての申請者に通知するとともに、鹿児島県のホームページ等により公表する。

## 10 指定管理者の指定及び協定の締結

### (1) 指定管理者の指定

9において、指定管理者の候補者として選定された者については、県議会の議決を経て、指定管理者として指定を行うものとする。

### (2) 協定の締結

県と指定管理者の指定を受けた者は、管理に係る細目的事項、県が支払うべき管理業務費の額等を定めるため、「協定」を締結する。

協定は、指定期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの業務に係る事項を定めた「年度別協定」を締結する。

### (3) 留意事項

ア (1)で指定管理者の指定を受けた者が、正当な理由がなく(2)の協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。

イ (1)で指定管理者の指定を受けた者が、(2)の協定の締結までに、次に掲げる事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

- ・ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ・ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 11 利用料金

- (1) 施設の利用料金は、あらかじめ県の承認を受けた上で、指定管理者が設定し、その収入とする。

利用料金については、申請の際、収支予算書において提案を行うものとするが、規模、形態等において類似の施設の同種料金と比較して、均衡のとれたものである必要がある。

- (2) 指定管理者は、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の設置及び管理に関する条例施行規則に従い、利用料金の減免を行うことができる。

## 12 管理業務費

県から指定管理者に支払う事業期間における管理業務費は、毎年度、予算の範囲内で、県と指定管理者の間で締結する「年度別協定」において定めることとする。

なお、県は、指定管理者の収入を考慮して管理業務費を定めるものとする。

## 13 指定管理者と県の責任分担等

指定管理者と県の責任分担については、次のとおりとする。ただし、次表に定める事項で疑義がある場合又は次表に定めのない場合は、県と指定管理者が協議の上、責任分担を決定することとする。

また、詳細については、県と指定管理者が締結する協定で定めることとする。

内 容	指定管理者	県
施設、設備等の保守点検	○	
施設、設備等の維持管理	○	
安全衛生管理	○	
利用料金に関する事務	○	
事故・火災等による施設の損傷（事案による）	○	○
施設、設備等利用者の被災に対する責任（事案による）	○	○
包括的な管理責任		○

なお、指定管理者は、利用者の被災に対する第一次的責任を有し、施設、設備等又は利用者に災害等があった場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに県に報告しなければならない。

## 14 管理の継続が困難となった場合等における措置

指定管理者は、管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければならない。

管理の継続が困難となった場合等における措置については、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、県は、指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができる。この場合、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合等には、県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
- (2) 指定管理者が倒産（解散）し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合、県は指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) 上記（1）又は（2）により指定管理者の指定が取り消され、若しくは業務の停止を命じられた場合、指定管理者は、県に生じた損害を賠償しなければならない。

- (4) 不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由により、管理の継続が困難となった場合、県と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとする。

## 15 事業計画書・事業報告書等の提出

### (1) 事業計画書

指定管理者は、新年度開始 30 日前までに、下記の内容の事業計画書を提出しなければならない。

- ア 施設の維持・管理計画
- イ 施設の予約受付・利用調整の方法
- ウ 合宿等の誘致・受入計画
- エ スポーツ事業実施計画
- オ 施設の管理運営体制
- カ 収支予算書

### (2) 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、下記の内容の事業報告書を提出しなければならない。

- ア 管理業務の実施状況
- イ 施設の利用状況
- ウ 施設の利用料金徴収の実績
- エ 施設の利用料金減免件数及び減免額
- オ 管理業務費等の経理の状況（収支決算）
- カ その他県が別に定める書類

### (3) 利用実績報告（月例報告）

指定管理者は、毎月、翌月 10 日までに、下記の内容の報告書を提出しなければならない。

- ア 施設の利用者数
- イ 施設の利用料金徴収の実績
- ウ 施設の利用料金減免件数及び減免額

## 16 調査及び監査等

県は、毎年度終了後の事業報告書及び毎月の利用実績報告（月例報告）のほか、指定管理者が管理する施設の適正な管理を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

指定管理者がこれに従わなかった場合、県は指定管理者の指定を取り消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがある。

また、県の事務監査等において、必要があると認める場合、指定管理者に対して出頭

を求め、実地について調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求める場合がある。

## 17 その他

- (1) 指定管理者がその責めに帰すべき事由等により、その指定を取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合に、指定管理者に損失が生じても県はその補償を行わない。
- (2) 指定管理者が、管理運営に係る各種規定等を作成する場合には、事前に県と協議するものとする。
- (3) 指定管理者は、県から施設の管理運営等に関する調査又は作業の指示があった場合、迅速、誠実、かつ積極的に対応するものとする。
- (4) 指定管理者は、県が実施又は要請する事業（緊急安全点検、防災訓練、各種行事等）への支援・協力を行うものとする。
- (5) その他、指定管理者として、協定締結後、協定に定めのない事項を生じた場合には、その都度県と協議するものとする。

## 18 問い合わせ先

鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ振興課

住 所 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

TEL 099-286-3010（直通）

FAX 099-286-5819

電子メールアドレス t-sports@pref.kagoshima.lg.jp

# 様式

# 指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所 在 地

団 体 名

代表者氏名



ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の指定管理者の指定を受けたいので、鹿児島県公の施設に関する条例第5条の規定により、下記のとおり書類を添えて申請します。

## 記

### 添付書類

- 1 事業計画書
- 2 管理の業務に関する収支予算書
- 3 法人にあつては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為  
(法人以外の団体にあつては、定款その他基本約款等)
- 4 決算書（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表等）直前2事業年度分
- 5 納税証明書（法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税）
- 6 団体等の役員名簿
- 7 誓約書

担当者	職・氏名	
	電話番号	
	F A X	
	M a i l	



# グループ構成員等一覧

令和 年 月 日

グループ名 \_\_\_\_\_

代表団体  
所在地 \_\_\_\_\_

団体等名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

担当者	職・氏名	
	電話番号	
	F A X	
	M a i l	

構成団体  
所在地 \_\_\_\_\_

団体等名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

担当者	職・氏名	
	電話番号	
	F A X	
	M a i l	

構成団体  
所在地 \_\_\_\_\_

団体等名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

担当者	職・氏名	
	電話番号	
	F A X	
	M a i l	

(備考) グループの構成団体の数が3者を上回る場合は、本様式を複写して作成してください。

## グ ル ー プ 協 定 書 兼 委 任 状

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地

団体名

代表者氏名

印

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の指定管理者の募集に参加するため、募集要綱に基づき、グループを結成し、鹿児島県との間における以下の事項に関する権限を代表団体に委任して申請します。

なお、当該施設の指定管理者に指定された場合は、各構成団体は当該施設の指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当グループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

グループ名		
グループの代表団体(代表者)	【代表団体】 所在地 団体等名 代表者氏名	責任割合
	印	
グループ事務所所在地		
代表以外のグループの構成団体(委任者)	【構成団体】 所在地 団体等名 代表者氏名	責任割合
	印	
	【構成団体】 所在地 団体等名 代表者氏名	責任割合
	印	
成立、解散の時期及び委任期間	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後3月を経過する日まで。ただし、当グループが当該施設の指定管理者とならなかった場合は、直ちに解散します。また、当グループの構成団体の脱退又は除名については、事前に県の承認がなければこれを行うことができないものとします。	
委任事項	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 協定締結に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 契約に関する件	
その他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 この協定に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。	

※ グループの構成団体の数が3者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

## 事業計画書

## 1 法人等の概要

団体等名		
所在地		
代表者氏名		
設立年月日		
資本金 (基本財産)		
従業員数 (職員数)	役員 名, 正職員 名, 臨時・パート 名 (計 名)	
主な事業内容		
鹿児島県内所在 の本店又は 主たる事務所	事務所名	
	所在地	
	電話番号	

## 2 管理・運営計画

## (1) 施設の維持・管理

## ①施設の維持・管理

維持・管理内容	維持・管理計画（様式2-3）による
維持・管理上の工夫	

## ②利用者等の要望等への対応

要望・苦情への対応	
-----------	--

## ③利用者の安全確保対策

安全確保対策	
--------	--

## (2) 施設の予約受付・利用調整

予約受付の方法	
利用調整の方法	

## (3) 合宿の誘致・受入

## ①合宿の誘致（令和6年度計画）

誘致計画		
誘致経費		
誘致目標	ターゲット	
	目標数	(根拠： )
誘致上の工夫		

## ②合宿の受入

受入計画	
受入上の工夫	

(4) スポーツ事業の企画・実施

事業計画	
事業収入	
事業経費	
実施上の工夫	

(5) その他

その他に新たな事業提案等があれば、記入してください。

事業計画	
事業収入	
事業経費	
想定効果 (収益以外)	
実施上の工夫	

※ 管理・運営計画の上記の項目について、具体的に記入してください。

3 管理・運営体制

内 容	
人員 及び 業務 内容	
勤務 体制	

※ 管理・運営体制に関し、「人員及び業務内容」「勤務体制」について記入してください。  
(別紙可, 様式自由)

3 管理・運営体制 (記載例)

	内 容																
人員 及び 業務 内容	<p>(記載例)</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     S[所長] --- PS[副所長 (経理担当)]     PS --- PM[企画管理主任]     PS --- FM[施設管理主任]     PM --- G[総務・広報担当]     PM --- I[誘致・受入担当]     PM --- S1[スポーツ事業担当]     FM --- SM[施設管理担当]     FM --- CM[危機管理担当]     FM --- A[受付担当]     SM --- M1[管理員 (非常勤)]     SM --- M2[管理員 (非常勤)]           </pre> </div> <p style="text-align: right;">正職員 9 名，非常勤 2 名 (合計 11 名)</p> <p>※副所長は，経理を担当する。          ※企画管理主任は施設管理主任を兼務。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">             勤務体制，勤務内容，業務分担等が              明確に分かるように記入すること。         </div>																
勤務 体制	<p>(記載例)</p> <table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>勤務時間</th> <th>平日</th> <th>休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本</td> <td>8 : 00 ~ 16 : 45</td> <td>6 名</td> <td>6 名</td> </tr> <tr> <td>遅番</td> <td>15 : 30 ~ 21 : 30</td> <td>2 名</td> <td>2 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>8 名</td> <td>8 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ トレーニングセンター利用時間：午前 8 時 30 分から午後 9 時まで          ※ 平日のうち 1 日は，基本 5 名，遅番 2 名の 7 名体制とする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">             勤務体制，勤務内容，業務分担等が              明確に分かるように記入すること。         </div>		勤務時間	平日	休日	基本	8 : 00 ~ 16 : 45	6 名	6 名	遅番	15 : 30 ~ 21 : 30	2 名	2 名		計	8 名	8 名
	勤務時間	平日	休日														
基本	8 : 00 ~ 16 : 45	6 名	6 名														
遅番	15 : 30 ~ 21 : 30	2 名	2 名														
	計	8 名	8 名														

※ 管理・運営体制に関し、「人員及び業務内容」「勤務体制」について記入してください。(別紙可，様式自由)

## 4 従業員等調書

職名等	資格や免許等	類似施設等の経験等

※ 常時雇用する従業員のみを記入してください。

※ 常時雇用する従業員とは、6か月を超えて使用される者であり、かつ、1週当たりの所用労働時間が、当該企業の通常の従業員とおおむね同等である者としてします。

※ 主な職名を記入し、重複しないように注意してください。



## 5 類似施設等管理実績

管理・運営施設			管理・運営内容等			
名称	所在地	構成・規模等	業務内容	実績 (工夫等)	管理期間	管理 団体等名
					開始 年 月 終了 年 月 ( 年間)	
					開始 年 月 終了 年 月 ( 年間)	
					開始 年 月 終了 年 月 ( 年間)	
					開始 年 月 終了 年 月 ( 年間)	
					開始 年 月 終了 年 月 ( 年間)	

※ 類似施設の管理・運営実績を記入してください。

※ 原則として、過去5年分を記入してください。(実績が少ない場合はその限りではありません。)

## 収 支 予 算 書 (年度ごと)

(令和 年度)

(単位:円)

区 分		金 額	内 訳
収 入	利用料金		※ 有料施設等の利用料金の設定案を別紙で提出してください。 ※ 利用料金設定の根拠となる資料（類似の施設を参考に利用料金を設定した場合は、その料金表等）を添付してください。
	管理業務費		
	(その他の収入)		
	収入合計		
支 出	人件費		
	光熱水費		
	委託料		
	修繕料		
	保険料		
	(その他の経費)		
	支出合計		

※ トレーニングセンターの管理・運営経費について、記入してください。

注) 1 記入については年度ごとに分けて記入してください。

2 記入金額は、県から指定管理者への管理業務費の基礎となります。

3 内訳欄には、それぞれの経費の積算根拠等詳しく記入してください。

4 事業計画書に示された内容と経費の内容が一致するように記入してください。

## 収 支 予 算 書 (総括表)

(単位：円)

区 分		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	合 計 額
収 入	利用料金						
	管理業務費						
	(その他の収入)						
	収入合計						
支 出	人件費						
	光熱水費						
	委託料						
	修繕料						
	保険料						
	(その他の経費)						
	支出合計						

※ トレーニングセンターの年度ごとの管理・運営経費の金額を再掲し、管理期間の合計額を記入してください。

注) 1 記入金額は、県から指定管理者への管理業務費の基礎となります。

2 事業計画書に示された内容と経費の内容が一致するよう記入してください。

誓 約 書

令和 年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地

団体等名

代表者氏名

印

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の指定管理者指定申請に際し、下記事項を誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 2 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている団体等でないこと。
- 3 鹿児島県から指名停止を受けている団体等でないこと。
- 4 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- 5 次の(1)から(8)までのいずれかにも該当しない者であること。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
  - (3) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
  - (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
  - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
  - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
  - (8) (1)から(7)までに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 その他申請書類に虚偽の記載はないこと。

なお、当該宣誓に違反があった場合には、それまで費やした費用を賠償することなしに、県が申請者を失格とし、又は、指定を取り消すことに合意します。

現 地 説 明 会 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所 在 地

団 体 等 名

代 表 者 氏 名



ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の指定管理者の募集に係る説明会に参加したいので申し込みます。

○ 説明会出席者名簿

団体等名	所属部署名	役職名	氏名

担当者	職・氏名	
	電話番号	
	F A X	
	M a i l	

質 問 書

令和 年 月 日

--

担当者	団体等名	
	職・氏名	
	電話番号	
	F A X	
	M a i l	

# ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の概要

- 1 所在地 鹿児島県曾於郡大崎町菱田
- 2 敷地面積 95,167㎡
- 3 建物面積 9,282.66㎡ (延床面積)
- 4 収容人員 300人程度 (※同時利用最大人数)
- 5 施設概要
  - (1) 陸上競技場 日本陸連第3種陸上競技場の公認を取得予定  
(23,500㎡) 1周400m×8レーン 全天候舗装トラック, 天然芝のインフィールド
    - ・ 傾斜走路 (全天候舗装路) 40m程度×3レーン (異なる傾斜角度)
    - ・ 夜間照明設備 6基 (うち, 1基は室内競技場の屋根上部に設置)
  - (2) 多目的グラウンド 1周400m×4レーン アンツーカートラック, 天然芝のインフィールド  
(25,000㎡)
    - ・ 傾斜走路 緩やかな天然芝の走路
    - ・ 砂場走路 全長100m, 幅4m, 深さ0.5m程度の走路
  - (3) 投てき練習場 砲丸投ピット4箇所, やり投2箇所, ハンマー・円盤投2箇所  
(12,000㎡)
  - (4) 室内競技場 日本陸連室内競技場の公認を取得予定  
(4,412.22㎡) 150m×6レーン 全天候舗装の直走路  
走幅跳・三段跳用の助走路及び砂場1箇所, 棒高跳ピット1箇所
    - ・ 運営室 (93.76㎡) 写真判定装置 等
    - ・ 放送設備 (運営室内)
  - (5) 管理棟 (延床面積: 2,958.70㎡)
    - ・ 管理事務所 54.05 ㎡
    - ・ 多目的ホール 189.00 ㎡
    - ・ ストレッチスペース 63.00 ㎡
    - ・ トレーナールーム 49.04 ㎡
    - ・ 男女ロッカー室 126.00 ㎡
    - ・ 男女浴室 198.90 ㎡
    - ・ 電気室 63.00 ㎡
    - ・ 会議室 (2・3階) 1,729.25 ㎡
    - ・ 男女トイレ, 多目的トイレ他 81.00 ㎡
  - (6) 体育館 821.72 ㎡
  - (7) トレーニングルーム 400.00 ㎡
  - (8) 周回走路 1周約1km, 約800mの2コース
- 6 利用時間 8時30分から21時まで
- 7 休場日 1月1日及び12月31日

- 【附属建築物】
- ・ 管理倉庫棟 55㎡
  - ・ トイレ・倉庫棟 175㎡
  - ・ トイレ・シャワー棟 45㎡
  - ・ 投てき倉庫 25㎡

